

## Ⅶ PTA会則について

### 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は北部農林高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(会員)

第2条 本会は北部農林高等学校保護者、職員並びに本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は本校教育の向上発展を期し、会員の研修親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の保健体育及び文化活動の事業援助に関すること。
- (2) 生徒の生活指導及び進路指導に関すること。
- (3) 会員・生徒の福利厚生に関すること。
- (4) 会員相互の研修並びに親睦に関すること。
- (5) 本会の広報活動に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項。

### 第3章 機関及び職掌

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部
- (5) 学科部会
- (6) 支 部

(総会)

第6条 総会は毎年5月に定期総会を開く。又会長が必要と認めた時及び評議員会において出席者の過半数が必要と認めた時は臨時総会を開くことがある。

- 2 緊急を要する場合は評議員会をもって総会にかえることができる。この場合には事後に総会に報告しなければならない。

(総会附議事項)

第7条 総会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 会則の改正
- (3) 事業計画及び予算の報告
- (4) 会務報告、決算の報告
- (5) 会費の決定
- (6) 本会の目的達成に必要な事項

(評議員会)

第8条 評議員会は、運営委員、学科委員をもって構成する。

- 2 評議員会は会長が必要と認めたとき随時これを開くことができる。

3 評議員会は定数の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

（評議員会附議事項）

第9条 評議員会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に附議する事項。
- (2) 会長・副会長の候補者の推薦。
- (3) 運営委員、専門部正副会長、学科部会正副会長の承認。
- (4) 事業計画及び予算の審議決定、決算の承認。
- (5) その他緊急を要する重要事項の審議決定。

（運営委員会）

第10条 運営委員会は正副会長、専門部正副部長、幹事をもって構成する。

2 運営委員会は必要に応じて随時開くことができる。

（運営委員会附議事項）

第11条 評議員会附議事項について審議する。

- 2 各専門部の活動の推進及び調整に関すること。
- 3 専門部、学科部会及び学校職員会より具申のある意見の審議。

（専門部）

第12条 各専門部は保護者及び職員若干名で構成し、専門部長は評議員会における議決の執行にあたる。

（専門部と職掌）

第13条 専門部と職掌は次の通りとする。

(1) 総務部

- ① 会務の総括予算決算
- ② 講演会諸行事に関すること。
- ③ 会員の研修、親睦及び福利厚生に関すること。
- ④ 地域懇談会に関すること。

(2) 広報部

- ① 広報活動に関すること。  
ア PTA新聞発行
- ② 学校行事等に関する情報の収集・提供

(3) 生活指導部

- ① 交通安全指導に関する連携と協力。
- ② 地域の諸行事等における校外指導や各種団体との連携と協力。

(4) 母親部

- ① 母親の立場からの研修
- ② 学校行事への協力に関すること。

(5) 進路指導部

- ① 進路指導やキャリア教育に関する連携と協力
- ② 進路に関する情報の収集・提供

(学科部会)

第14条 学科部会は各クラスから代表2名ずつ選出し構成する。

2 学科部会は部会長が必要と認めたとき随時これを開くことができる。

(学科部会と職掌)

第15条

- (1) 熱帯部会・・・熱帯農業科の会員相互の親睦と研修に関する事。
- (2) 園芸部会・・・園芸工学科の会員相互の親睦と研修に関する事。
- (3) 林業部会・・・林業緑地科の会員相互の親睦と研修に関する事。
- (4) 生活部会・・・生活科学科の会員相互の親睦と研修に関する事。
- (5) 食品部会・・・食品科学科の会員相互の親睦と研修に関する事。
- (6) 定時部会・・・定時制農業科の会員相互の親睦と研修に関する事。

#### 第4章 役員

(役員)

第16条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名 [P2, T2 (教頭)]
- (3) 評議員 (若干名)
- (4) 監事3名 (P3)
- (5) 幹事2名 (事務長、職員1)

(役員選出及び任期)

第17条 役員は次の手続きにより選任し任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の場合は前任者の残任期間とし、役員の場合は後任者の就任までその職務を行うものとする。

- (1) 顧問には学校長をあてる。
- (2) 会長副会長は評議員会が候補者を推薦し、総会において決定する。
- (3) 評議員は各クラスの学科委員と運営委員、職員若干名とする。
- (4) 監事は評議員会において選出される。
- (5) 幹事は教職員の中から会長がこれを任命する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括し、会議を招集し、議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、専門部会、学科部会の組織を掌握し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 評議員会は本会の予算決算並びに本会において施行する会務を審議する。
- (4) 監事は本会の会計事務を監査し、定期総会において報告しなければならない。
- (5) 幹事は会長の命により本会の会務及び事務を処理する。

## 第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第20条 本会の経費は会費、寄付金並びにその他をもってこれに充てる。

(会費)

第21条 会費は会員1人あたり月700円とする。ただし定時制P会費は500円とする。

(会費の納入)

第22条 本会の会費納入については、4月～6月の3ヶ月間で年度分を納入するものとする。

(会計報告)

第23条 本会の会計は毎年決算前に監査し総会において報告する。

(諸帳簿)

第24条 本会に次の諸帳簿を備える。

- (1) 会則 (2) 役員名簿 (3) 会計簿 (4) 諸記録簿

## 第6章 会則の改正

(会則の改正)

第25条 会則の改正は評議員会を経て総会の決議によるものとする。

附則

この会則は1952年5月12日から施行する。

附則

この会則は1966年5月14日から施行する。

附則

この会則は1987年5月31日から施行する。

附則

この会則は1995年5月20日から施行する。

附則

この会則は2010年5月22日から施行する。

附則

この会則は2013年5月11日から施行する。

## Ⅷ その他

### 1 沖縄県立北部農林高等学校評議員設置規程

#### (目的)

第1条 本校の学校運営や教育活動等について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、県民の期待に応えられる開かれた特色ある学校づくりを推進するため、沖縄県立北部農林高等学校に学校評議員（以下「評議員」という）を置く。

#### (役割)

第2条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について意見を述べる。

- (1) 学校運営や教育活動に関すること。
- (2) 学校と家庭や地域社会との連携に関すること。
- (3) その他、校長が必要と認めること。

#### (構成及び任期)

第3条 評議員は、沖縄県立学校評議員設置要綱に基づき、保護者や地域住民等の中から校長が推薦し、沖縄県教育委員会が委嘱する。評議員の数は5人とする。

- 2 評議員の任期は、委嘱した日からその年度末までとする。但し、特別の事情のあるときは、任期満了前に当該評議員を解任することができる。
- 3 評議員に欠員が生じた場合は、補欠の評議員を置くことができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、3年を限度として再任させることができる。

#### (評議員による会議)

第4条 校長は、各学期に少なくとも1回、評議員による会議（以下「会議」という）を開催する。

- 2 会議は、校長が招集し、評議員一人一人はそれぞれの立場において意見を述べる。
- 3 校長は、意見等を教職員及びP T A等に周知するとともに、学校運営や教育活動等に役立てる。

#### (秘密の保持)

第5条 評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。評議員を退いた後も同様とする。

#### (報償等)

第6条 評議員に対する報償費等は、設置者である沖縄県教育委員会の判断により、予算の範囲内において支給する。但し、評議員の事情により支給しないこともある。

#### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学校評議員による会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 2 県立北部農林高等学校の学校評議員の運営について

沖縄県立高等学校管理規則 62 条により設置される学校評議員（以下「評議員」という）の運営については、本校において、次のように定める。

### (1) 評議員の人数

- 原則として 5 人とする。

### (2) 評議員の構成

- ① 評議員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、県教育委員会が委嘱する。

- ア 地域住民を代表する者

- イ 学識経験者

- ウ 学校教育理解者

- エ 本校の同窓

- オ その他、校長が必要と認める者

- ② 本校の PTA 役員、教員及び生徒は含まない。また女性を含むよう配置する。

### (3) 任期

委嘱された日からその年度末までとする。評議員は、3 年を限度として再任させることが出来る。

### (4) 委嘱を解く場合の手続き

- ① 校長は、評議員にふさわしいと認める者を、各年度の始業時までに県教育委員会に推薦し、県教育委員長が委嘱する。

- ② 校長は、評議員としてふさわしくない事情が生じた場合は、県教育委員会に評議員の解任を申し出ることが出来る。

- ③ 評議員に欠員が生じた場合は、校長は、県教育委員会に報告し、補欠の評議員を推薦する。この場合、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (5) 評議員による会議（以下「会議」という）の開催

校長は、各学期に少なくとも 1 回、次の期間に会議を行うこと。但し、校長が必要と認めた場合は、臨時に会議を開催することができる。

- ① 夏期休業日の前日まで

- ② 夏期休業日の初日から冬季休業日の前日まで

- ③ 冬季休業日の初日から学年末まで

### (6) 会議における意見の公表等

- ① 学校は、会議における評議員の意見を取りまとめ、ホームページ等に掲載するなど広く公表に努める。

- ② 学校は、会議の実施後、速やかに県教育庁県立学校教育課まで報告を行う。

## 附則

この規程は平成 13 年 3 月 22 日から施行する。

### 3 家庭教育支援会議に関する規程

(名称)

第1条 この組織は、沖縄県立北部農林高等学校PTA家庭支援会議（以下「支援会議」という）と称し事務局を校内に置く。

(支援会議の目的)

第2条 支援会議は、本校PTAを中心として、家庭教育に困窮している保護者に対して積極的な支援を行い、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(支援会議の構成)

第3条 支援会議の構成員（以下「委員」という）は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 事務長
- (4) 教育相談（中退係）
- (5) 養護教諭
- (6) 生活指導主任
- (7) PTA会長
- (8) PTA副会長
- (9) PTA専門部長
- (10) PTA係（職員）
- (11) 関係学科主任、関係学級担任
- (12) 関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(役員)

第5条 支援会議に次の役員を置く。

- (1) 顧問（1人）
- (2) 会長（1人）
- (3) 副会長（1人）
- (4) 事務局長（1人）
- (5) 書記（1人）

(任務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長を代行する。
- (3) 書記は、会長の指示により支援会議の事務を処理する。

(支援会議)

第7条 支援会議は、臨時会議とし、会長がこれを招集する。

- 2 臨時会議は、必要に応じ開催し、学校と地域の情報交換を行い、次の事項について決定する。

(1) 支援の対象、支援の内容・方法

(2) 支援の内容により編成する、支援チームの担当者

3 支援会議は、校長を通じて会議に必要な情報の提供、学校職員及び関係者の会議への出席を求めることが出来る。

4 支援チームの支援結果の報告を受け、その結果を分析・評価して新たな支援の方法等を決定する。

(支援チーム)

第8条 支援チームは、支援会議の決定により必要に応じて編成する。

2 支援チームは、学校内における関係部署との連携の基に、必要に応じて外部の専門機関の協力を得て、次のような活動を行う。

(1) 家庭で困っている保護者への積極的な声かけと相談への対応及び支援

(2) 問題行動のある生徒に対する声かけと相談などの地域活動

(3) 市町村単位の地域懇談会の実施及び「たまり場」指導

(守秘義務)

第9条 委員は、プライバシーの保護に配慮し、支援会議の取り組みで得た個人情報に対して守秘義務を負う。

(報告と指導)

第10条 会長は、支援会議の活動について、校長を通じて教育委員会に報告を行うものとする。

附則

この規則は、平成15年8月28日より施行する。